

令和２年度第１回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

日 時 令和２年６月２５日（木）１４時００分～１５時０７分
場 所 多治見市役所駅北庁舎 ４階第１・２会議室
出席委員 青山崇委員、石丸裕子委員、稲井栄子委員、今井裕一委員、加藤豊委員、木股信雄委員、近藤泰三委員、柴田ひとみ委員、嶋内九一委員、寺島芳枝委員、中島伸広委員、長屋亜美委員、名知清仁委員、夏目交授委員、平岡千昭委員、若尾敏之委員（あいうえお順）
欠席委員 なし
事 務 局 澤田誠代市民健康部長、金子淳保険年金課長、富田裕司年金国保グループリーダー、堀田順弥収納グループリーダー、佐久間貴代給付グループリーダー、水野健司総括主査、水野靖子総括主査

１４時００分開会

事 務 局	ただいまから、令和２年度第１回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。 はじめに、市民健康部長からの挨拶と市長からのメッセージを紹介させていただきます。
部 長	（挨拶と市長メッセージの紹介）
事 務 局	本日の出席数は、定数１６人全員のご出席をいただいております。従って、「多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第８条（出席１／２以上）」により、この会議が成立したことを報告いたします。 また、６月１日より被保険者代表（第１号委員）と公益代表（第３号委員）の委員の交代がございましたので、紹介させていただきます。 （新委員紹介） 次に、本日会議に出席しております事務局職員を紹介します。 （事務局員紹介） 続きまして、本協議会を代表いたしまして、市民健康部長より会長に諮問をさせていただきます。
部 長	（諮問書を読み上げ、会長に渡す。）
事 務 局	それでは、これより議事に入りますので、これからの進行を議長に交代します。議長よろしく願いいたします。
会 長	審議に入ります前に、本会議につきまして、「多治見市情報公開条例第２３条」の規定により、公開の対象とすることとします。傍聴人に関しては、事務局より「ない」旨を確認しています。 本日の議事録署名者に、稲井栄子委員及び中島伸広委員を指名します。よろしく願います。

事務局	それでは、これより諮問された議題に入ります。「承第 1 号 多治見市国民健康保険条例の一部改正」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	この改正は、可能な限り迅速に施行する必要から、R2.4.21 付で地方自治法に基づき既に専決処分しております。厚労省通知により、新型コロナウイルス感染拡大抑制に向け、国民健康保険の任意給付として傷病手当金を創設するため所要の改正をしております。
事務局	具体的には、新型コロナウイルスに感染又は感染が疑われ就労できなくなった国保加入の被用者の方に、就労できるまでの間、その方の平均日額収入の 2/3 を傷病手当金として支給するものです。
事務局	(以下、議案及び資料に基づき説明)
会長	説明は、以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いします。
委員長	ただいまの説明について、質疑、意見はありませんか。
委員長	国保加入者でも雇用されている人が対象で、事業主ではないという理解で良いですか。
事務局	おっしゃる通り被用者が対象です。事業主に対してはこの国保の傷病手当金の対象にはなりません。
会長	他に質問はありませんか。
委員長	ご質問もないようですので、本案については了承したいと思いますが、ご異議ございませんか。
委員長	異議なし。
会長	ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。
事務局	次に、議第 1 号「多治見市介護保険条例及び多治見市国民健康保険条例の一部改正（案）について」を議題といたします。事務局から説明願います。
事務局	この改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる等の被保険者に対し、国が示した減免基準に基づき保険料の減免等を行うために、両条例一括で、所要の改正を行うものです。
事務局	国の基準では R2.2.1 まで遡及して減免を適用した場合に、当該減少した保険料収入が、特別調整交付金等で補填されますが、介護保険条例、国民健康保険条例のいずれも、現行では遡及して減免を適用できないため、それぞれ新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等において、減免申請期限に特例を設けるものです。
事務局	世帯の主たる生計維持者の事業収入等が 3 割以上減少した場合などに、所得に応じ、介護保険では対象保険料額の 8 割から 10 割、国民健康保険では対象保険料額の 2 割から 10 割の減免を行います。世帯の主たる生計維持者が死亡等の場合には、保険料全額を免除します。
事務局	施行は、公布の日で、R2.2.1～R3.3.31 までの間に納期限等が設定されている保

		険料に限り適用し、市長が定める期限については、R3.3.31 として別に告示します。 (以下、議案及び資料に基づき説明) 説明は、以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いします。
会 委 員	長 員	ただ今の説明について、質疑、意見はありませんか。 簡単に説明してください。また、既にこの保険料軽減の手続きをとった方は、何名ほどおられますか。
事 務 局		年金などの所得が変動しない部分に関しては対象となりません。新型コロナウイルスの影響で収入が減少する部分について対象となります。収入が減少した割合により 4 つの減免区分があり、影響の度合いにより割合も変わります。 新型コロナウイルスの影響で収入が減ったというご本人の申告に基づき審査に入ります。現在では 30 件ほどの相談を受けています。
会 長		この条例改正に関しては、新型コロナウイルスに感染していなくても、影響で収入が減った人が対象ですね。このような減免制度があるという周知は、どのようにされていくのですか。
事 務 局		保険料本算定通知送付の際、全被保険者世帯に減免等の周知チラシを同封します。窓口に来られる相談者は、100 件ほどを見込んでおり、150 人ほどの減免の対象者を想定して予算の試算をしています。
会 長		被保険者に対してわかりやすいように、懇切丁寧に親切に説明してあげてください。
事 務 局		減免された保険料は、令和 2 年 2 月まで遡ってお返しすることになります。減免により不足する保険料は国の交付金で全額補てんされますので、積極的に減免していくつもりです。
会 長		他に質問はありませんか。 ご質問もないようですので、本案については了承したいと思いますが、ご異議ございませんか。
委 員		異議なし。
会 長		ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。 次に、議第 2 号「令和元年度多治見市国民健康保険事業特別会計の決算（案）について」を議題といたします。事務局から説明願います。
事 務 局		(令和元年度の国民健康保険事業特別会計の決算案について、議案と資料に基づき説明)
会 委 員	長 員	ただいまの説明について、質疑、意見はありませんか。 高額療養費が 9 億円を超えていますが、何件ほどあるのか。国保では、75 歳前の方が加入されており、悪性腫瘍などで亡くなる方が 63 歳から 73 歳くらいの間で多いように感じます。
事 務 局		償還払いで窓口でご申請をいただく方は、月に 600 件ほどですので、年間で 7,200 件ほどあります。
会 長		他に質問はありませんか。

		ご質問もないようですので、本案については了承したいと思いますが、ご異議ございませんか。
委 員 会	長	異議なし。
		ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。
		次に、議第 3 号「令和 2 年度多治見市国民健康保険料の料率（案）について」を議題といたします。事務局から説明願います。
事 務 局		（令和 2 年度多治見市国民健康保険料の料率(案)について、議案と資料に基づき説明）
会 長		ただ今の説明について、質疑、意見はありませんか。
委 員		現在は、県の示す標準保険料率と 20%ほどの乖離があり、令和 6 年度の県内保険料率の統一までにそれを徐々に近づけていきたいという説明でしたね。そうするとここに示された令和 2 年度の保険料率は本来であれば上げたいところを、新型コロナウイルスの関係もあり、今年度については激変緩和のために据え置くという意味でしょうか。
		もう一つ、資料の 18 ページに示された令和元年度の不納欠損額ですが、平成 30 年度と比較すると、件数も金額も非常に少なくなっているようですがその原因は何でしょうか。
課 長		委員おっしゃるとおりの意味での据え置きです。
事 務 局		平成 30 年度にかなりの件数の不納欠損をしたため、令和元年度ではそこまで不納欠損する対象がなかったために減少・減額しています。
委 員		令和 6 年度に県内で保険料率を統一することになれば、今後毎年数パーセントずつ保険料率は上昇していくと考えるべきですか。
事 務 局		被保険者の所得や県全体の医療費により、保険料率は決められます。県全体の医療費適正化事業の効果により医療費が抑えられていけば、保険料の上昇も抑えられると思われます。また、保険料収納率も県内が全体に努力により上がっていけば、同じような上昇を抑える効果があると考えられます。今後の未来の県の様々な要因の推移に依ると思われますが、楽観的なことばかりは言っていられないということもあり、大げさな言い方ですが、最後の年に 20%いきなり上げるよりも少しずつ上げた方が良く考えています。ただ、県内各市の状況は様々であり、医療機関に係りやすい地域や、収納率の悪さを他市がカバーしてなくてはならないような不公平さを無くすためにも、それを統一していくのかという議論は、今後していかななくてはならないと思います。
会 長		その他にご意見ご質問等はございませんか。
		ご質問もないようですので、本案については了承したいと思いますが、ご異議ございませんか。
委 員		異議なし
会 長		ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。
		議題については了承し、これで終わります。次に、報告事項として事務局より説明してください。

事 務 局	（平成元年度の特定健診・特定保健指導の実施状況について資料により報告）
会 長	報告事項について、ご質問はありませんか。 自分で人間ドックを受けている人は、特定健診との兼ね合いはどうなりますか。 また、特定健診を受診しない人はなぜいけないのか、そのあたりを調べて分析していますか。
事 務 局	人間ドックを受診されている方には、結果提供をいただいています。 未受診者の調査は未実施ですが、特定健診の受診率により国からの交付金が増加することもあり、今年度は新型コロナウイルスの影響で受診券の送付時期を後ろにずらしたり、案内を手控えていましたが、受診率向上のために今後も努力をしてまいります。
会 長	他にご質問等はございませんか。
委 員	なし。
会 長	以上で、提案された議事及び報告等は、全て終了しました。 本協議会は、今回の諮問にあたり、本日の審議に基づき賛成する旨、答申を行うものとします。 これをもちまして、本協議会を閉会します。

15 時 07 分閉会

令和 2 年 6 月 25 日